別記1 令和6年3

令和6年3月に発生した経費について

令和6年3月に生じた対象経費に対する取り扱いについては次のとおりとする。

1 物品購入費(在庫の不足が見込まれる衛生用品購入費/消毒・清掃費用/感染性廃棄物処理費用)

衛生用品等の購入に係る費用について、感染発生日から 3 月 31 日までに発注及び納品されたものを対象とする。但し、発生日以降に発注された場合であっても、納品日が4月以降である場合は本補助の対象とはならない。

	発生前	感染発生日~収束日(R6.3.31 まで)	R6.4.1 以降	補助可否
1	発注	納品		対象外
2		発注 ・ 納品		補助対象
3		発注	納品	対象外
4			発注 ・ 納品	対象外

2 委託料 (消毒・清掃費用/感染性廃棄物処理費用)

委託料について、感染発生日から3月31日までの間に委託契約及び委託業務が履行された経費を補助対象とする。但し、発生日以降に委託契約を締結した場合であっても、**業務の履行が4月以降である場合は本補助の対象とはならない。**

なお、4月に跨って実施された業務については3月分の履行に対する経費のみ補助対象とする。

	発生前	感染発生日~収束日(R6.3.31 まで)	R6.4.1 以降	補助可否
1	委託契約	業務完了		対象外
2		委託契約 · 業務完了		補助対象
3		委託契約	業務完了	補助対象(3 月分のみ)
4			委託契約	対象外

3 割増賃金・手当 (超過勤務手当/危険手当/残業代/休日出勤手当)

割増賃金・手当について、感染発生日から3月31日までに生じた勤務に対する手当を対象とし、支給日が4月であっても補助の対象とする。

なお、3月31日に生じた業務でやむを得ず4月1日へ跨ることとなった業務に対する手当については、3月31日の経費として取り扱う。

	期間外	感染発生日~収束日(R6.3.31 まで)	R6.4.1 以降	補助可否
1	勤務	支給日		対象外
2		勤務・支給日		補助対象
3		勤務	支給日	補助対象
4			勤務	対象外

4 人材派遣等費用(緊急雇用/職業紹介手数料)

人材派遣等の費用について、感染発生日から 3 月 31 日までの雇用に対する費用(紹介手数料含む)を対象とする。但し、契約の都合上、3 月~4 月にかかる期間で一体として契約した場合であっても、4 月以降の雇用に対する費用は本補助の対象とはならない。

	期間外	感染発生日~収束日(R6.3.31 まで)	R6.4.1 以降	補助可否
1	契約	雇用開始		対象外
2		契約・雇用開始・雇用終了		補助対象
3		契約・雇用開始	雇用終了	補助対象(3 月分のみ)
4		契約	雇用開始	対象外
(5)			契約⇒雇用開始	対象外